



三豊市告示第 148 号

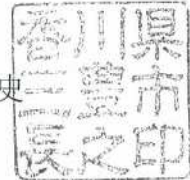
市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）督促状の公示送達書

別紙の者、いずれも住所（所在地）が不明のため、「令和 7 年度 香川県三豊市市民税・県民税・森林環境税（特別徴収）督促状」の送達が不能につき、地方税法第 20 条の 2 第 1 項の規定により公示送達する。なお、同条の 2 第 3 項の規定により、令和 8 年 5 月 27 日をもって書類の送達があったものとみなす。

この公示送達に係る督促状については、当所（三豊市税務課）に保管しているので、該当者の申出があり次第、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 5 月 20 日

三豊市長 山下 昭史



公示送達者名簿

(別紙)

令和8年5月20日

	特別徴収義務者	住所（所在地）	納期限
1	株式会社 T A O S	香川県三豊市詫間町松崎2870番地313	令和8年3月30日 【令和7年度 市民税・県民税・森林環境税】 (特別徴収 令和8年2月分)
2	株式会社 T A O S	香川県三豊市詫間町松崎2870番地313	令和8年4月30日 【令和7年度 市民税・県民税・森林環境税】 (特別徴収 令和8年3月分)